

2022年7月11日

報道関係各位

一般社団法人日本少額短期保険協会  
東京都中央区八丁堀三丁目12番8号  
HF 八丁堀ビルディング2F  
会長 渡邊 圭介

## 少額短期保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱について

日本少額短期保険協会（会長：渡邊圭介）は、少額短期保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱について、会員各社に確認のうえ、現在の取扱等を周知するための文書を作成し、当協会 HP にて公表しましたのでお知らせいたします。

【取扱周知文（リンク）】

[「少額短期保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱について」](#)

2022年4月6日に日本医学会・日本医学会連合・日本医師会より「『遺伝情報・ゲノム情報による不当な差別や社会的不利益の防止』」についての共同声明」が公表され、その中で、国に対して遺伝情報等の取扱に関する検討が求められていることに加え、遺伝情報を取り扱う可能性のある事業者・関係団体等に対し、遺伝情報の取扱に関する自主的な方策の公表等が求められております。

当協会は、共同声明の趣旨や内容を真摯に受け止め、少額短期保険の引受・支払実務において遺伝情報の収集・利用を行っていない点などを周知することといたしました。

なお、共同声明では、遺伝学的検査を受ける際に民間保険の取扱が明らかになっていないことにより、患者やそのご家族が不安を感じるというような課題が示されているため、実際に課題が生じている医療現場（医療従事者）に本周知文書の内容をご認識いただくことが課題解決に寄与すると考え、「医療従事者の皆様」に向けた周知文書としております。

（本周知文書は動物の遺伝情報を対象としておりません。）

本周知文書を通じて、少額短期保険における遺伝情報の取扱について正しい認識が広まり、安心してゲノム医療を受けられる環境整備に貢献してまいります。

本件に関するお問い合わせ  
日本少額短期保険協会事務局 杉本・岡崎・杵渕  
TEL:03-6222-4422/E-mail: info@shougakutanki.org